

一般社団法人レーザー学会 上級会員制度規程

(総則)

第1条 本規程は、正会員を対象とした上級会員制度について定める。

(目的)

第2条 学会は正会員の活発な活動により支えられ、発展し、社会に貢献していくものである。本会の目的と事業活動の推進にコアとして貢献する正会員にレーザー学会上級会員の称号を与え、もって、敬意を表するとともに、更なる学会の発展に向けて貢献をお願いすることを目的とする。

(資格)

第3条 レーザー学会関連分野の技術者、科学者、教育者、技術管理者で、少なくとも累積で5年間以上レーザー学会の正会員として在籍しており、レーザー学会の諸活動の支援およびレーザー学会の諸事業の活用において、顕著な貢献を行ったレーザー学会正会員とする。名誉会員、学生会員は対象外とする。

(申請)

第4条 申請は所定の書類に必要事項を記載のうえ行う。なお、申請は随時行うことができるものとする。

第5条 原則として自薦とする。他薦による申請も認めるが、少なくとも1名以上の正会員からの推薦を必要とする。

(審査)

第6条 上級会員候補者を選考するために称号審査委員会を設ける。選考基準および選考方法は別に定める。

第7条 上級会員の審査は、原則として上級会員申請のための評価シート(以下、評価シート)に基づき行う。但し、評価シートには記載できない特記事項があれば、申請書の中に設けた推薦書の内容を勘案する。

第8条 称号審査委員会は、上級会員の最終審査、調整を行う。審査結果は理事会に報告し承認を得る。称号審査委員会の構成は、下記のとおりとする。

委員長:副会長

副委員長:常務理事

委員:編集担当理事, 研究担当理事, 部門・支部担当理事

事務局

(表彰方法等)

第9条 上級会員の認定を受けた会員に対しては、会長による称号の認定書を授与するとともに、学会誌ならびに学会ホームページに名前を記載する。上級会員の称号は、学会の正会員資格が継続する限り、上級会員の称号は継続するものとする。なお、本人の申し出により、返上できるものとする。

(責務)

第10条 上級会員の認定を受けた正会員は、レーザーとその関連分野技術の発展に引き続き寄与するとともに、本会の中核的会員として学会の諸活動への参画を通じて本会の目的達成に率先して努力する責務を負うものとする。

(選出規模)

第11条 上級会員の人数については、正会員総数の10%を目安とし、原則毎年10名以内で選定する。

(改訂)

第12条 称号審査委員会が必要と認めた場合、その議決により理事会の承認を得て、本規定を改定することができる。

(付則)

1. 平成26年1月21日、理事会にて承認制定。
2. 本規程は、平成26年4月1日より実施する。

平成30年4月17日改定